（総務室並びに税務企画官及び企画官）

第三十三条　企画課に、総務室並びに税務企画官及び企画官それぞれ一人を置く。

［2　略］

一　地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、森林環境税、特別法人事業税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。次号において同じ。）に係るものに関すること。

［二・三　略］

［3～5　略］

（国際広報官）

第三十六条　国際戦略課に、国際広報官一人を置く。

［削る］

［削る］

2　［略］

（企画官及び情報通信国際戦略特別交渉官）

第四十三条　国際戦略局に、企画官及び情報通信国際戦略特別交渉官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

3　情報通信国際戦略特別交渉官は、命を受けて、情報通信政策について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）との協議、調整等を行うことにより、国際戦略局の所掌に属する国際関係事務に関する重要な政策の企画及び立案の支援を行う。

第五十五条　削除

（監視管理室及び認証推進室並びに企画官、電波環境推進官及び電波監視官）

第六十四条　電波環境課に、監視管理室及び認証推進室並びに企画官一人、電波環境推進官一人及び電波監視官五人を置く。

［2～8　略］

（物価統計室並びに調査官及び物価指標調整官）

第七十四条　消費統計課に、物価統計室並びに調査官及び物価指標調整官それぞれ一人を置く。

［2～4　略］

5　物価指標調整官は、命を受けて、物価統計室の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（総務室並びに税務企画官及び企画官）

第三十三条　［同上］

［2　同上］

一　地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、特別法人事業税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。次号において同じ。）に係るものに関すること。

［二・三　同上］

［3～5　同上］

（投資審査室並びに企画官及び国際広報官）

第三十六条　国際戦略課に、投資審査室並びに企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。

2　投資審査室は、総務省の所掌に属する国際関係事務で外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得に関する事務の総括をつかさどる。

3　投資審査室に、室長を置く。

4　企画官は、命を受けて、国際戦略課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

5　［同上］

第四十三条　削除

（調査官）

第五十五条　総務課に、調査官一人を置く。

2　調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

（監視管理室及び認証推進室並びに企画官、電波環境推進官及び電波監視官）

第六十四条　電波環境課に、監視管理室及び認証推進室並びに企画官一人、電波環境推進官一人及び電波監視官四人を置く。

［2～8　同上］

（物価統計室及び調査官）

第七十四条　消費統計課に、物価統計室及び調査官一人を置く。

［2～4　同上］

［新設］